

協会だより

No. 123

令和元年10月1日

東京都風俗環境浄化協会

管理者講習会(11月～2月)

初秋の候、紅葉前線も北海道から南下し始め、間もなく各地から紅葉狩りの便りが届く季節となりました。今年も10月11日（金）から20日（日）までの10日間の日程で、「全国地域安全運動」が実施されます。皆様には、各種営業を通じて運動へのご理解とご協力を願い申し上げます。

さて、本年11月から令和2年2月までの間の、風俗営業所管理者講習会は下記の通り実施されます。

この講習は法律に定められたもので、営業所の管理者として選任された日からおおむね3年に1回受講することが義務づけられています。営業者の皆様は、東京都公安委員会から「管理者講習通知」を受けたときには、必ず管理者を受講させなくてはなりません。

しかし、病気その他やむを得ない理由により管理者を受講させることができない場合は、当該講習実施予定日の10日前までに、同公安委員会に受講させることができない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければなりません。

詳しくは、最寄りの警察署生活安全課の担当者までお問い合わせください。なお、正当な理由がなく受講させなかった場合には、行政処分の対象ともなります。

月	日・曜日	業種	会場	警察署
11月	7日(木)	処分時	としま産業振興 プラザ6階	全署
令和2年 1月	9日(木)	接待飲食等営業	日本橋社会教育 会館8階	築地・麻布警察署管内の営業所
	17日(金)	接待飲食等営業	日本橋社会教育 会館8階	麹町、丸の内、神田、久松、中央、万世橋、月島、愛宕、三田、高輪、赤坂、東京湾岸、世田谷、北沢、玉川、成城、目黒、碑文谷、渋谷、原宿、代々木警察署管内の営業所
	30日(木)	遊技場営業 (ぱちんこを除く)	日本橋社会教育 会館8階	麹町、丸の内、神田、久松、中央、万世橋、築地、月島、愛宕、三田、高輪、麻布、赤坂、東京湾岸、大井、大崎、品川、荏原、大森、田園調布、蒲田、池上、東京空港、上野、下谷、浅草、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、西新井、綾瀬、深川、竹の塚、城東、本所、向島、亀有、葛飾、小松川、葛西、小岩警察署管内の営業所
令和2年 2月	7日(金)	接待飲食等営業	日本橋社会教育 会館8階	品川、大井、大崎、荏原、大森、田園調布、蒲田、池上、東京空港、本所、小岩、小松川、葛西警察署管内の営業所
	13日(木)	接待飲食等営業	新宿文化 センター3階	牛込、新宿、戸塚、四谷、中野、野方、杉並、高井戸、荻窪警察署管内の営業所
	18日(火)	遊技場営業 (ぱちんこを除く)	としま産業振興 プラザ6階	世田谷、北沢、玉川、成城、目黒、碑文谷、渋谷、原宿、牛込、新宿、代々木、戸塚、四谷、中野、野方、杉並、高井戸、荻窪、富坂、大塚、本富士、駒込、巣鴨、池袋、日比谷、昭島、立川、東大和、府中、田無、小金井、小平、東村山、武蔵野、三鷹、調布、青梅、五日市、福生、八王子、高尾、南大沢、町田、日野、多摩中央、滝野川、王子、赤羽、板橋、志村、高島平、練馬、光が丘、石神井警察署管内の営業所
	27日(木)	ぱちんこ営業	日本橋社会教育 会館8階	麹町、丸の内、神田、中央、久松、築地、万世橋、月島、愛宕、三田、高輪、麻布、赤坂、東京湾岸、品川、大井、大崎、荏原、大森、田園調布、蒲田、池上、東京空港、北沢、世田谷、玉川、成城、目黒、渋谷、碑文谷、原宿、代々木、深川、城東、本所、向島、亀有、葛飾、葛西、小松川、小岩警察署管内の営業所

「全国地域安全運動」の実施

十月十一日（金）から十月二十日（日）までの十日間の日程で全国地域安全運動が一斉に実施されます。

【目的】

「全国地域安全運動」は、防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関・団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動を更に強化するとともに、相互の連携を一層緊密にすることにより、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的に実施するものです。

【スローガン】

◆ 守ろうよ わたしの好きな 街だから

【全国統一重点】

○ 子供と女性の犯罪被害防止
子供と女性を狙った犯罪は依然として高い水準にあり、ひとたび発生すれば被害者や家族の心身に深刻な影響を及ぼし治安に対する著しい不安を生じさせます。地域住民、自治体等と連携した取組と連携の強化
に更にご協力をお願いします。

○

特殊詐欺の被害防止
昨年中の特殊詐欺の認知件数は約一万六千五百件、被害総額は約三百六十四億円となるなど、依然として深刻な状況が続いています。そのため、特殊詐欺に対する国民の抵抗力の強化に向けた防犯指導・広報啓発等の各種被害防止対策を更に推進する必要があります。犯人からの電話に出ないよう留守番電話に設定するなどの防犯対策を講じ、地域ぐるみで犯罪被害に遭わないよう心掛けましょう。

【警視庁重点】

○ 万引き、自転車盗の防止
本年六月末現在の刑法犯認知件数五万三千十六件のうち、万引きは六千六百九十七件、自転車盗は一万四千件、両犯罪を合計すると二万二千九百五十三件で、全体の約四割を占め、身近で発生する犯罪として体

感治安にも影響を与えています。万引きは自転車盗を放置することは更なる重大犯罪に発展するおそれがあり、両犯罪の防止に向け、引き続き規範意識の向上に取り組み、体感治安の向上につなげることが極めて重要です。万引きは犯罪であるというメッセージの発信と路上駐輪の禁止や施錠の徹底等盗難被害防止に向けた取組にご協力を

お願いします。

○ 侵入窃盗の被害防止
平成三十年中の侵入窃盗の認知件数は、四千五百七十五件で、ほぼすべての手口について大幅に減少していましたが、本年六月末現在の認知件数は二千百九十五件で、減少傾向であるものの、刑法犯認知件数に占める侵入窃盗の比率は増加しており、手口別に見ても空き巣、出店荒しは減少していますが、忍込み、金庫破り等の手口は増加に転じています。戸締まりの徹底、防犯カメラ等の防犯機器の推奨等、更なる抑止に向けた取組で不審者を近づけないようにしましょう。

○ インターネットの安全な利用
インターネット空間では、個人情報、クレジットカード情報の窃取を目的とした、宅配業者を騙ったSMSやファイッシングメールの送付事案が頻繁に発生しております。それらを起因としたサイバー犯罪の被害を防止するため、サイバーセキュリティ講習会、大型ビジョン等によるサイバーセキュリティ啓発映像の放映等あらゆる機会を通じた広報啓発活動を実施し、サイバーセキュリティ意識の向上に向けた広報啓発活動にご協力をお願いします。

○ 東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会及びその後に向けた自主防犯体制等の強化
東京二〇二〇大会開催に伴い、来日外国人や国内旅行者が増加することによる、治安状況の変化が予想されます。また、本年四月の「出入国管理及び難民認定法」の改正に伴い、外国人労働者も増加することが予想されます。このような治安状況の変化

に対応するため、防犯協会及び防犯ボランティア団体等の活性化と担い手のすそ野を拡大するため、誰もができる「ながら見守り」を推奨して地域の安全を見守る目的で大切で、風俗営業者の皆様には、日頃の営業活動を通じてご協力ををお願いします。

【営業者の皆様へのお願い】

本運動は、地域の方々の防犯意識を高めると共にお互いに注意喚起を図つて頂くことが大切で、風俗営業者の皆様には、日頃の営業活動を通じてご協力ををお願いします。

「法令講座」

※ 東京都暴力団排除条例の一都改正（令和元年十月一日施行）

平成二十三年十月に施行された東京都暴力団排除条例では、「暴力団と交際しない」等を基本理念に掲げ、風俗営業者等と暴力団との関係遮断を推進してきました。しかし、都内の主要な繁華街では、風俗営業者等が未だ暴力団と交際し、暴力団へ利益供与している実態が散見されています。よって、同条例を一部改正し、都内の主要な繁華街二十九地区を「暴力団排除特別強化地域」と定め、用心棒料等の利益の授受等を禁止する措置が追加されました。

○ 具体的には
暴力団に「みかじめ料」や「用心棒料」を支払った風俗営業店側も即座に罰則が科される規定が設けられました。

○ 罰則は
一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金です。

○ 自首減免規定の適用
刑法上の自首に規定されている「捜査機関に発覚する前」の減輕要件は必要な被疑者として特定され逃走している者が出現してきた場合も自首として減免されます。

○ 暴力団排除特別強化地域は
神田、銀座、赤坂、新橋、六本木、新宿、高田馬場、湯島、上野、浅草、鶯谷

お知らせ

○ 各種申請書、届出書の用紙の入手方法について
公安委員会に提出する風俗営業関係の各種申請書、届出書等の用紙については、インターネットの警視庁ホームページの「各種手続」

・営業所を管轄する警察署（保安科）のいずれかで、入手できますのでご利用ください。

○ 当協会発行の書籍について
「風俗営業所等管理者の手引き」

一冊 八〇〇円
で販売しておりますのでご利用ください。

○ 風俗環境に関するご意見・苦情等について
風俗環境に関するご意見や苦情等のあるときは、遠慮なく電話又はお手紙でご連絡ください。

〒一二一〇〇三
東京都文京区春日一丁目一十一
警視庁富坂庁舎内
公認法人東京防犯協会連合会分室

発行
令和元年十月一日
発行所
〒一二一〇〇三
東京都文京区春日一丁目一十一
警視庁富坂庁舎内
公認法人東京防犯協会連合会分室

○ 二〇二〇年五月一六三七〇
東京都風俗環境浄化協会